

女性活躍推進事業 講演会

「働く女性の次の一歩を応援」

優秀な人材の確保や職場定着を図るために、これまでの働き方の見直しが課題となっています。

実際に中小企業で行われた取り組み事例を参考に、働き方改革につながる女性活躍の取り組みをお話しいたします。

日時 7月4日(木) 午後2時～4時
 会場 市役所2階会議室
 対象 経営者、人事労務担当者、管理職の方
 講師 三州製菓株監査役 板垣千恵子氏
 定員 先着60人(予約制) 入場無料
 申し込み 電話☎23-0111で青梅商工会議所地域振興課へ
 問い合わせ 市民活動推進課市民活動推進係



板垣千恵子氏プロフィール
 1995年に三州製菓(株)へ中途採用入社。総務部係長、総務部課長を経て、2017年から監査役。2006年に社内に発足した男女共同参画推進委員会の委員長を10年間務め、女性活躍を推進した。



令和元年度の男女共同参画週間は、「男女共同参画『学』知る 学ぶ 考える 私の人生 私がつくる」をキャッチフレーズとして実施されます。男女ともに性別を超えて、職場、学校、地域、家庭などあらゆる分野で

6月23日～29日は男女共同参画週間

それぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、政府や地方公共団体だけでなく、皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。市では、「青梅市男女平等推進計画」を策定し、啓発講座、広報活動等の施策を推進しています。問い合わせ 市民活動推進課市民活動推進係

令和元年度の国民健康保険税

令和元年度の国民健康保険税は、税率等の改正を行わず、平成30年度と同じ所得割税率、均等割額となります。(表1参照)

また、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税課税限度額の引き上げと国民健康保険税が減額となる対象世帯を拡大しました。(表2参照)

元年度の国民健康保険税の納税通知書は、7月初旬に世帯主へ送付しますので、納め忘れのないようお願いいたします。

問い合わせ 保険年金課

表1 令和元年度の税率等・課税限度額

区分	令和元年度	平成30年度	引き上げ率・額
医療分	所得割	5.70%	据え置き
	被保険者均等割	26,600円	据え置き
	課税限度額	610,000円	580,000円 30,000円
支援金分	所得割	1.80%	据え置き
	被保険者均等割	9,600円	据え置き
	課税限度額	190,000円	190,000円 据え置き
介護分	所得割	1.65%	据え置き
	被保険者均等割	9,800円	据え置き
	課税限度額	160,000円	160,000円 据え置き

表2 減額対象世帯

減額割合	令和元年度	平成30年度
7割軽減	変更なし	世帯全体の所得が33万円以下
5割軽減	世帯全体の所得が33万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×2.8万円以下	世帯全体の所得が33万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×2.7万5千円以下
2割軽減	世帯全体の所得が33万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×5.1万円以下	世帯全体の所得が33万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×5.0万円以下

※特定同一世帯所属者数…国民健康保険加入者が75歳になり、後期高齢者医療制度に移行した後も75歳未満で引き続き国民健康保険加入者がいる世帯の場合、移行した後期高齢者医療制度加入者数

- ① 自身を扶養している方が課税されている方
- ② 生活保護制度の被保護者
- ③ 中国残留邦人等に対する支援給付の受給者
- ④ 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活支援費の受給者
- ⑤ ハンセン病療養所非入所者給付金(援護加算分)の受給者
- ⑥ 交付決定までに亡くなった方

非課税者分：8月1日～令和

購入引換券の申請・送付

非課税者分：2万5千円(購入額2万円)×子育て世帯主分：2万5千円(購入額2万円)×同一世帯の3歳6か月未満の子どもの数

使用可能額

※交付決定日までに亡くなった方を除く

非課税者分：8月1日～令和

持ち物 本人確認書類(運

8月1日～16日 午前8時30分～午後5時※木曜日は8時まで・市役所1階東側ロビー②8月19日以降 午前8時30分～正午、午後1時～5時・市役所3階東側ミーティングルーム

臨時窓口の日時・会場

※申請先が青梅市となる方は、平成31年1月1日時点で青梅市に住民票のある方となります。

消費税率の引き上げを受け、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、プレミアム付商品券が発行されます。

対象(購入できる方)

非課税者分：平成31年1月1日に青梅市に住民票があり、今年度の住民税が非課税で、次の①～⑥に該当しない方

プレミアム付商品券の販売

和2年1月31日(消印)に申請書(原則として7月末日までに対象と思われる方へ送付)を郵送または直接提出

転免許証、健康保険証等) ※郵送の場合、写しを添付してください。

※配偶者からの暴力を理由に避難している方等で、他市区町村から住民票を移さずに青梅市にお住まいの方は、市で申請を受け付けている場合があり、福社総務課へご相談ください。

※申請書の審査により該当とならない場合があります。確定していない方には送付できません。

「サギ行為」に注意！ プレミアム付商品券販売のために市役所等がATMの操作や手数料の振り込みを依頼すること、世帯構成等の個人情報にありませぬ。不審な電話がかかってきた場合は、青梅警察署☎22・0110へご連絡ください。

令和元年度の後期高齢者医療保険料

令和元年度の保険料率は、平成30年度と同じ保険料率となります。

保険料の決め方 保険料額は、「均等割額」と「所得割額」の合計額となります。

均等割額 被保険者1人当たり 43,300円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額(※) ×所得割率8.80%	=	保険料額(年額) 100円未満切り捨て (限度額62万円)
------------------------------	---	---------------------------------------	---	-------------------------------------

※賦課のもととなる所得金額…前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しません)

保険料の軽減 所得が一定基準以下の方に対して保険料の軽減を実施しています。平成29年度から段階的に一部が見直されています。また、所得の申告が必要となる場合があります。

☆均等割額 同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。平成30年度まで国により特例として実施されてきた軽減は、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて見直されました。また、令和元年度は軽減対象者(5割・2割軽減)が拡大されました。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
33万円以下で被保険者全員が 年収80万円以下(その他の所得がない)	9割	8割	7割
33万円以下で8割軽減の基準に該当しない	8.5割	8.5割	7.75割
33万円+(28万円×被保険者の数)以下	5割	5割	5割
33万円+(51万円×被保険者の数)以下	2割	2割	2割

▷65歳以上(平成31年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します(この15万円は所得割額の計算では適用されません)▷世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

所得割額 被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。	賦課のもととなる所得金額	軽減割合
	15万円以下	50%
	20万円以下	25%

被扶養者だった方の保険料の軽減 後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合を除く)の被扶養者だった方は、次のとおり均等割額の軽減を受けることができ、当面の間所得割額はかかりません。平成29年3月31日までに対象となった方は、平成30年度をもって、被扶養者軽減の期間が終了となりました。終了後も、均等割軽減に該当する場合は、所得に応じた均等割額の軽減を受けることができます。29年4月1日以降に対象となった方は、加入から2年を経過する月まで5割軽減となります。低所得による均等割の軽減に該当する場合は、軽減割合の高いほうが優先されます。

30年度	令和元年度以降
均等割 5割軽減	加入から2年を経過する月まで均等割5割軽減

問い合わせ 制度について…東京都後期高齢者医療「広域連合お問合せセンター」☎0570-086-519 (IP電話、PHSからは☎03-3222-4496)、ファックス☎0570-086-075、個人情報を含むことについて…市保険年金課後期高齢者医療係 ※土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時